



® 平成 30 年 3 月 12 日 (月)
No. 14645 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

- ☆中国2016年知財に関する重要判例⑧
老舗商号と商標権との利益抵触に関する考察 (1)

中国2016年知財に関する重要判例⑧

老舗商号と商標権との利益抵触に関する考察

—西双版纳同庆号茶業股份有限公司VS雲南易武同庆号茶業有限公司、
高麗莉の商標権侵害及び不正競争紛争事件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 常 虹

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

1. 一審裁判所の判示
2. 二審裁判所の判示

III 老舗商号の法的保護に関する検討

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024



1. 商標、屋号及び老舗商号の概念
 2. 老舗商号紛争の分類基準
 3. 老舗商号と商標権との利益抵触の発生原因
 4. 老舗商号と商標権との利益抵触を解決する方法
- おわりに

はじめに

本件は、「2016年中国裁判所の代表的な知的財産事件50件」から選ばれた、老舗商号と商標権との利益抵触に関する事件である。老舗商号は、特定の歴史的及び文化的背景を持ち、代々継がれた製品又はサービスを有し、社会又は特定地域の消費者に認められた屋号又は商号である。老舗商号は、消費者が感知できるような形態で長期的かつ継続的に使用されているため、公衆に格別に認識されて、歴史的伝承性を持っている。老舗商号が持っている商業的価値のため、近年、「老舗商号」の商標争奪、商業信用の損害、ドメイン名の侵害などの知的財産侵害事件が時々発生している。例えば同仁堂、瑞蚨祥、全聚德、稻香村などの「老舗商号」は、商標紛争事件に巻き込まれたことがある。本文は、西双版纳同庆号茶業股份有限公司VS雲南易武同庆号茶業有限公司、高麗莉の商標権侵害及び不正競争紛争事件を通じて、実務における老舗商号と商標権との利益抵触及び中国裁判所の紛争裁判法則を分析するものである。

I 事件の概要

1. 基本情報

上訴人（一審原告）：西双版纳同庆号茶業股份有限公司（以下、「西双版纳同庆号」という）。

上訴人（一審被告）：雲南易武同庆号茶業有限公司（以下、「易武同庆号」という）。

上訴人（一審被告）：高麗莉。

判決の情報

雲南省西双版纳傣族自治州中等裁判所（2014）西民一初字第17号

雲南省高等裁判所（2016）雲民終第534号

2. 事件の経緯

易武同庆号
YI WU TONG QING HAO



同庆

係争商標

引例商標

2004年6月7日に、第3390521号  商標（すなわち、「同庆及び図形」商標）は登録を受け、指定商品は、茶、茶の代用品などを含む第30類のものである。2005年6月3日に、西双版纳同庆号は設立され、茶の栽培、加工及び販売を経営している。2007年11月28日に、西双版纳同庆号は当該商標を譲り受けた。2009年6月14日に、第5501734号 **同庆** 商標（すなわち、「同庆」文字商標）は登録を受け、指定商品も第30類のものであり、西双版纳同庆号は商標権者である。

2006年6月14日に、第4068515号 **易武同庆号** 商標（すなわち、「易武同庆号YI WU TONG QING HAO」商標）は登録を受け、高麗莉は商標権者であり、指定商品は第30類のものである。2006年12月18日に、易武同庆号は設立され、茶の販売などを経営している。2006年12月31日に、易武同庆号は、当該商標の独占使用権を取得した。2011年12月に、「易武同庆号YI WU TONG QING HAO」は、雲南省工商局により「雲南省著名商標」と評された。易武同庆号は、雲南省商務庁により「雲南老舗商号」と認定されたことがある。

2013年7月29日に、国家工商管理総局商標評審委員会は、商評字[2013]第24678号裁定を下し、「第4068515号商標と第3390521号引例商標とは類似商標に該当しないため、指定商品における係争商標の登録を維持する」と認定した。北京市高等裁判所（2014）高行終字第1206号行政判決書は、当該行政裁決を維持した。

2007年6月8日に、易武同庆号のウェブサイトに対して公証保全を行ったところ、「同慶號茶業」、「盛世同慶惠澤天下」、「同慶號」などがあった。2014年2月14日に、易武同庆号の店舗に対して公証保全を行ったところ、店舗の壁には「同慶號茶業公司」があり、ウェブサイトには「易武同